

第12回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成30年10月10日（水）10：00～10：50
項 目	地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価について（公開審議）
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日高委員、松木委員 財政局税務部税制課 大寺係長、高橋主査
事務局	総務局文書館 世取館長、坂上係長、福田主任
傍聴人	0人
内 容	

地方税の賦課徴収に関する事務について

（税制課）《大寺係長が全項目評価書（案）概要について説明》

現在、電子申告システムというインターネットを通じて申告を受けるシステムを運用しているが、この利用形態を変えることに伴って特定個人情報の保管場所が変更になる点が、今回の主な変更内容である。これに伴い、特定個人情報保護評価書の内容が変わるので、再度の審査となった。

まず、特定個人情報保護評価について説明する。マイナンバーを含む個人情報のことを特定個人情報というが、行政機関の長、我々のところでは市長が、特定個人情報の漏えい等が無いように危険性を自ら分析し、その危険性に対する評価・対策をし、適切に管理しなければいけないという決まりがある。これらをまとめた評価書について、市民の方に広く意見を聴き、第三者機関で点検を受けて、その後公表することで、セキュリティや安全性の担保を図っている。これらの一連の手続のことを特定個人情報保護評価と呼んでいる。

マイナンバーを含む個人情報の一塊のファイルを特定個人情報ファイルと呼んでおり、管理しているデータ項目そのものが違うテーブルでも、個人番号で容易にアクセスできるものを言う。

今回審査していただく評価書は、特定個人情報保護評価書の全項目評価書である。この評価書自体は、平成26年12月に策定して点検をしていただいているが、その後、税のサービス追加や委託化に伴う内容変更をして現在に至っている。今回は、特定個人情報の保管場所を変更することに伴い評価書の重要な変更を行うことになったので、皆様に審査をお願いすることになった。

重要な変更にあたるものは特定個人情報保護評価に関する規則や特定個人情報保護評価指針に規定されており、その中で、今回は特定個人情報ファイルの取扱いの委託化や特定個人情報の保管場所が重要な変更にあたるので、評価書の改訂を行うことになった。

評価書の主な改定概要について、電子申告・国税連携システムが今回の対象となる。電子申告システムは、納税者がインターネットを介して地方税の申告手続をパソコンで行うシステムである。全地方公共団体が参加し運営している地方税ポータルシステム（eLTAx）が稼働しており、本市では平成18年から利用している。本市では、システムの利用を開始した当時から北九州市庁舎内部にサーバーやシステムの機器一式を設置して運用を続けてきたが、5年毎の機器の更新や毎年法の改正などでシステムの変更が結構な負担になっている。これらを効率化する目的を持って、今回ASPサービスといって、自らシステムを保有するのではなく、事業者から機能の提供を受ける形での利用形態の変更を検討して進めている最中である。

補足して説明するので、A4横のeLTAx概念図という図面をご覧いただきたい。上の青い枠の中が現状のシステムの利用の形である。納税者である事業所が電子申告をすると、eLTAxのポータルサイトを經由して北九州市の中の電子申告・国税連携システムにデー

タが運ばれてくる。電子申告・国税連携システムにデータを保管して、市税務システムが課税の計算や徴収を行っている。今後、緑の枠の中の事業所が申告をするところは何も変わらないが、北九州市の中でシステムを保有していたところを、ASP事業者に全てお任せをして、システムのサービスそのものを提供していただくという形への利用形態の変更を考えている。利用形態の話だけでいうと、ASP事業者を利用することで、データの保管場所が変わるといった評価書の内容変更をしている。

また、来年の10月以降になるが、電子納税という新たなサービスが提供される。新しいサービスのシステム構築もかなりの手間になるため、ASP事業者からサービスをそのまま借りてそのシステムに対応できるように、今回、併せて電子納税の推進も図っていきたいと考えている。概要としては、絵に描いたとおり、保管場所やシステムの利用形態が変わるといったもの。

eLTAXのセキュリティ措置という図をご覧いただきたい。北九州市の赤枠で囲っている部分がもともと評価書に規定をして審査していただいているエリアになる。青枠で囲っている部分のセキュリティに関しては、これを運営している地方税電子化協議会が規定している安全対策が施されており、その中にASP事業者も入っている。今回、緑枠の中でASP事業者を利用していくが、もともとセキュリティを担保された青枠の中での運営になっているのでセキュリティに問題はない。変更の概要としては、今簡単に絵で説明したような状況となっている。

実際の評価書の改定に関しては、新旧対照表に2つ項目を挙げている。評価書24ページに、取扱いの委託に関する事項14として電子申告システム・国税連携システムのサービス利用の委託を新たに追加した。もう一点は、54ページの特定個人情報の保管・消去に関する項目になり、物理的対策、技術的対策としてデータを保管する旨の記載を追加している。今回の主な変更としては、この二箇所になる。説明は以上になる。

## 質疑応答

(審査会委員) 他市も同様に変更しているのか。

(税制課) 全国の自治体は1700余あり、eLTAXは全自治体が参加して利用しているが、その中で、北九州市と同様に自市でシステムを保有するという利用形態をとっているのは20数団体しかない。ほとんどの団体がサービス利用型に既に移行しており、このような手続は完了している。今後、同様に単独でサーバーを保有しているところがサービス利用型に変更するのであれば、同じように特定個人情報保護評価書の改定を行う。

(審査会委員) 北九州市としては、負担が減るということか。

(税制課) そうなる。サーバーも機器なので5年おきの更新が必要になる。法改正があれば中身を入れ替えるという作業を毎年行っているが、委託をすればこれらの作業がなくなる。

(審査会委員) 作業がなくなると同時に、費用も減るのか。

(税制課) そうなる。

(審査会委員) 評価書の24ページのところで、委託先名が既に入っているが、決まっているということか。

(税制課) 入札を行い、業者を決定した。

(審査会委員) 特に問題はなかったのか。

- (税制課) 問題はない。今年の7月に契約を行っている。業者の技術的な能力や物理的なセキュリティ対策等について、地方税電子化協議会が最低限クリアしていないといけない条件を定めているが、それらをクリアした業者から選定している。これらをクリアした認定事業者は全国に10程度しかないが、その事業者に限って入札を行っている。
- (審査会委員) ASPとは何の略で、どのような規模なのか。
- (税制課) ASPとは、アプリケーション・サービス・プロバイダーの略である。インターネットを通じて業務システムに関する機能を提供してくれる事業者のことをASPと呼んでいる。ASPサービスは規模によって変わってくるが、今回委託している事業者は、全自治体が委託しても可能な大規模な業者となっている。
- (審査会委員) ASP事業者は、ピンからキリまでなのか。
- (税制課) 今回の事業者は、技術的な基準をクリアしており、実績も多くあり全国の自治体の3分の1を請け負っている。
- (審査会委員) 電子申告・国税連携システムはデータを保管し、課税・徴収等計算を行うのは市の税務システムと説明があった。電子申告・国税連携システムで行っていたデータの保管をASPに委託し、計算や徴収は引き続き市の税務システムで行うのであれば、法改正などは市の税務システムの更新がメインで、ASPはただ保管するだけの印象を受けるのだが。
- (税制課) ASPが地方税法改正で一番影響を受けているのは申告様式である。項目の増減等で毎年様式が変わっている。それに対応しているのが、電子申告のシステムである。
- (審査会委員) 計算の仕方ではなく、様式も含めて保管しているのか。
- (税制課) そうだ。我々自治体ができるべく工夫しなくて済むように、データの受付時点でチェックを行い、市に情報が届く前にエラーがはじかれるようにしている。申告の受付窓口に加えデータの保管場所というのが電子申告システムになっている。エラーチェックを行い、納税者に手間をかけさせないようにしている。
- (審査会委員) 一般事業者が納税申告を行い、その申告内容までチェックを行うのか。
- (税制課) 形式的なものや、表の縦計が合っているかといったチェックを行う。
- (審査会委員) その時点で間違っていれば、はじかれるのか。
- (税制課) (申告者に) 戻すこともある。
- (審査会委員) 形式的に問題ないものが、市に送られるのか。
- (税制課) そうなる。
- (審査会委員) 効率性が高く、利便性を高めるシステムだと思うが、近年情報漏えいなどは大きな社会問題となっている。行政が保管すれば安全だということではないが、民間企業が入ってサービス提供を行っている場合、万が一の事態が発生した際の責任の所在はどこにあるのか。また、それに対する対策を行政側は持っているのか。
- (税制課) ASP業者の責任の所在だが、保管しているデータの漏えいがあった場合、市とASP事業者との契約の中で事故に対するペナルティや損害賠償を定めている。安全管理の項目があり、業者にも責任を取ってもらう体制はとっている。実際に事故が起きた時の行政側の動きとしては、現在評価書を作っているが、これに基づいて事故があった箇所の内容確認を行い、評価書に基づ

く事故として個人情報保護委員会という全国的な組織に報告を行い、公表する手続になっている。

- (審査会委員) データの修復に行政は関わらず、ASP業者が全て責任をとるのか。
- (税制課) そうなる。
- (審査会委員) 安全対策として不安が残る。
- (税制課) 委託している以上、責任が全くないということにはならない。漏えいがないように、データを保管している状況の確認や監査を定期的に行っていくことになる。
- (審査会委員) 今までは、どのような安全対策を行っていたのか。eLTAXに対してもそうだが、情報漏えいがあった時の対応や対策は行っていたのか。
- (税制課) 本市の情報セキュリティに関する規程に準じて、システム毎に情報セキュリティ実施手順書を作って、どのように対策を行うかあらかじめ定めている。そういった取り決めに基づいて対応を行っていくことになる。物理的には、人が簡単に入れない場所にサーバー等の機器を設置し、制限を設けてデータを保管するようにしている。
- (審査会委員) 情報漏えいがあった際、市民からの損害賠償請求等の対応は市が行うことになるのか。
- (税制課) そうなる。市民に対しては市が謝罪を行い、損害があれば市が補填する。
- (審査会委員) ASP事業者と市との契約において損害賠償の取り決めがあるということだが、ASP事業者はどのような場合に賠償責任を負うという条件が契約書に明記されているのか、今分かるようなら教えていただきたい。
- (税制課) 覚えている範囲で申し訳ないが、故意に事故を起した場合が主になる。自然災害が発生した場合は免除にしている。市民の生活に支障を及ぼすような重大な障害があった時等。細かいところまで覚えていない。
- (審査会委員) 軽過失の場合はどのような規程になっているのか知りたかったのだが。
- (事務局) ASP業者が10社程度あるということだが、過去、ASP事業者からデータが漏えいしたといった不祥事はあったのか。
- (税制課) 把握している限りでは全くない。
- (事務局) 手続的なことだが、7月30日から8月30日までパブリックコメントを行った際、住民からの意見はどのようなものがあったのか。
- (税制課) 今回、特に意見はなかった。
- (事務局) eLTAXの利用率は今現在どの程度で、今後どのように変わる予定か。
- (税制課) eLTAXの利用率は高まってきており、国の政策では、法人税は100%まで、近いうちに80%まで引き上げるということで様々な対策が立てられている。現状、北九州市の申告率は直近のもので、法人市民税が58%となっている。58%の法人が電子申告を利用している。源泉徴収票は33.9%が電子化されており、残りの60%余は紙で提出されている。国をあげて、なるべく電子化するよう対策が立てられており、毎年約10%ずつ右肩上がりで件数が増えている。
- (審査会委員) 住民税と国税のデータは事業者の中で申告者毎にまとめるのか。
- (税制課) 税務署で確定申告を受けたデータを、昔は申告書のコピーを市に送付してもらっていたが、税務署で全て電子化し、eLTAXのポータルサイトが国税庁と共同してデータをお互いに共有している。そこから、ASP事業者を通じてデータを流してもらうという流れになる。

- (審査会委員) 今まで通り、申告者は確定申告を e - T a x で行えばいいのか。
- (税 制 課) e - T a x でデータを打ち込むと、e L T A X で共有化されて市に電子データで送信されるというのが国税連携システムの仕組みになる。市民や事業者が一つの窓口で申告することで、関係する役所の機関にデータが飛んでいくという連携の仕方を展開している最中である。給与支払報告書は、内容は会社の源泉徴収票そのものになる。同じものを自治体と国の両方に提出していたが、e L T A X に投げ込むと市役所と国税庁の両方にデータが飛ぶようになっており、e L T A X を中心に国税と共有している。確定申告は e - T a x を中心にして e L T A X で共有している。お互いに情報をやりとりしながら運用している。e L T A X のポータルサイトですべて集約されている。
- (審査会委員) 結局、個人情報 は A S P 事業者が持つのか。
- (税 制 課) A S P 事業者が管理している場所に一時期保管される。
- (審査会委員) 一時期保管され、個人情報を市の税務システムに取り込むと、どちらにもある状態になるのか。
- (税 制 課) 時期が来たら消すが、一時期はどちらも保有することになる。データの保管期間は申告書の様式によって異なるが、2年で消すものもあれば、市が保有しないとイケないといわれている7年間保有しているものもあるなど、期間を定めて削除することになる。

意見聴取終了。

- (審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「地方税の賦課徴収に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。